

身体拘束等適正化のための指針

児童発達支援センターくれよん

相談支援センターくれよん

保育所等訪問くれよん

1：身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束には、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。児童発達支援センターくれよん、相談支援センターくれよん及び保育所等訪問くれよん（以下「センター」という。）では、利用者の人間としての尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の廃止及び適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施のために日常的に以下のことに努めます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活の確保に努めます。
- ② 言葉や具体的な支援・対応で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の気持ちや思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応を心がけます。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤ 安易に「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な時間を過ごせるように努めます。

<利用契約書に定める内容>

サービス提供にあたっては、サービスの対象者又は、他のサービス対象者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

（1）根拠となる法律・身体拘束禁止の規定

- ・ 児童虐待防止法
- ・ 障害者虐待防止法

「指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行

為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」「やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に規定されています。

個々の心身の状況を勘案し、障害・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育を提供することが原則です。**例外的に以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。**その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

（２） やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

当センターにおいて、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・自傷、他傷行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ・屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・飲食、排尿、排便の介助時（身体を抑える拘束）
- ・被服や身の周りの物の着脱時（身体を抑える拘束）
- ・手洗い、うがい、手先の消毒、等（身体を抑える拘束）
- ・クールダウンの為に別室静養時（個別閉鎖的な拘束）
- ・送迎車内で、チャイルドシート等のシートベルトを装着する際、安全確保の為にカラビナ等を使用する等（身体を抑える拘束）

（３） やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

- ①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、管理者、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員、相談支援員の会議によって十分に検討した上で、個別支援計画に

身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

②利用者・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得た上で実施します。

③行政への相談・報告

行動制限・身体拘束を行う場合、状況に応じて市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告し、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得るようにします。

※突発的なケース、頻度が少ないケース、制限や身体拘束の度合いが低い場合は、本人・保護者までの確認とします。

④必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

2：身体拘束適正化に向けた組織体制

①身体拘束適正化検討委員会の設置

当センターでは、身体拘束適正化検討委員会（虐待防止委員会内）（以下「委員会」という。）を設置します。

設置目的：施設内での身体拘束についての現状把握と取組状況の確認

- ：身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ：身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ：身体拘束適正化に関する職員全体への指導

身体拘束適正化委員会（虐待防止委員会内）の構成

委員会責任者	管理者
身体拘束対応策担当責任者	管理者
身体拘束実施時の支援計画の見直し 利用者と家族への説明	児童発達支援管理責任者 保育士・児童指導員・相談員
他検討のための第三者・専門家	公認心理師・臨床心理士 作業療法士など

②身体拘束適正化検討委員会の開催

- ・委員会の開催は1年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催します。
- ・緊急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合等）は、スタッフより児童発達支援管理責任者及び管理者に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。

※委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により、当該意見を踏まえ検討します。

③身体拘束適正化のための職員研修

当センターでは職員に対し身体拘束の適正化のための研修を定期的実施します。
実施の内容は開催の都度、記録を作成します。

3：身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対し、身体拘束等の廃止及び適正化と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行い、その内容は開催の都度、記録を作成します。

- ①定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ②新任者に対する身体拘束等適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

4：事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、管理者又は身体拘束適正化担当者が、緊急に当該案件の分析及び適正化策の検討が必要であると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

5：やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

①委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、以下を検討・確認します。

- ・拘束による利用者の心身の弊害や拘束をしない場合のリスクについて
- ・身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているか、3要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、個別支援計画書に記載又は本人・家族に対する説明書を作成します。

また、身体拘束廃止に向けた取組改善の検討会を併せて行い、改善実施に努めます。

②利用者や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組

方法を詳細に説明し、理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を終え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者や家族に説明をした内容と方向性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得た上で実施します。

③記録と再検討

身体拘束の内容、時間帯、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保管します。

④身体拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。なお、一旦その時の状況から施行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと同意書の再手続なく同様の対応を実施させていただきます。

⑤その他

身体拘束に該当する行為とは、利用者の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように利用者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用するベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断するように努めます。

6：指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族のみなさんが自由に閲覧できるようにします。

7：その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を提供していくために、支援に関わるすべての職員が以下の点について共通認識をもち、拘束をしない支援に取り組みます。

- ・他の利用者等への影響を考慮して、安易に身体拘束を行っていないか。
- ・サービス提供の中で、緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断している

か。他の方法はないか。

《附 則》

この指針は令和 6 年 3 月 11 日より施行する。

更新日：令和 6 年 8 月 14 日 相談支援センターくれよんを追記

令和 7 年 7 月 1 日 保育所等訪問くれよんを追記